

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第8節の2 犬山キャンパス運営協議会（第46条の2）</p> <p>第9節 教育院等（第47条—第49条）</p> <p>第10節 高等研究院（第50条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第51条）</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条）</p> <p>第4章 事務組織（第56条）</p> <p>附則</p> <p>（中略）</p> <p>第9節 教育院等 （教育院等）</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、研究推進に関する総合マネジメント、</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p>第1節 総長、理事、運営方針会議等（第2条—第6条）</p> <p>第2節 経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第7条—第9条）</p> <p>第3節 委員会（第10条）</p> <p>第4節 職員（第11条）</p> <p>第3章 京都大学の組織</p> <p>第1節 職員等（第12条—第14条）</p> <p>第2節 大学院（第15条—第24条）</p> <p>第3節 学部（第25条—第29条）</p> <p>第4節 附置研究所（第30条—第38条）</p> <p>第5節 附属図書館（第39条—第41条）</p> <p>第6節 医学部附属病院（第42条—第44条）</p> <p>第7節 全国共同利用施設（第45条）</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設（第46条）</p> <p>第8節の2 犬山キャンパス運営協議会（第46条の2）</p> <p><u>第8節の3 事業推進組織（第46条の3）</u></p> <p>第9節 教育院等（第47条—第49条）</p> <p>第10節 高等研究院（第50条）</p> <p>第11節 その他の学内組織（第51条）</p> <p>第12節 学系、学域及び全学教員部（第52条—第55条）</p> <p>第4章 事務組織（第56条）</p> <p>附則</p> <p><u>第8節の3 事業推進組織</u> <u>（事業推進組織）</u></p> <p><u>第46条の3 京都大学に、研究、教育その他全学的事業の推進に係る総合マネジメントを行うための組織として、次に掲げる事業推進組織を置く。</u></p> <p><u>総合研究推進本部</u> <u>教育改革戦略本部</u> <u>成長戦略本部</u></p> <p><u>2 前項の事業推進組織に関し必要な事項は、当該本部規程の定めるところによる。</u></p> <p>第9節 教育院等 （教育院等）</p> <p>第47条 京都大学に、京都大学における教養・共通教育及び京都大学大学院における共通・横断教育の企画及び実施、学生支援に関する業務の推進、学術研究基盤の整備その他全学に係る</p>

学術研究基盤の整備、全学的事業の推進又は支援、社会との共同によるイノベーション創出に係る企画立案及び実施その他全学に係る業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。

国際高等教育院

大学院教育支援機構

学生総合支援機構

総合研究推進本部

環境安全保健機構

情報環境機構

図書館機構

成長戦略本部

国際戦略本部

人と社会の未来研究院

2 (略)

(後 略)

業務を実施するための組織として、次に掲げる教育院、機構、本部及び研究院を置く。

国際高等教育院

大学院教育支援機構

学生総合支援機構

環境安全保健機構

情報環境機構

図書館機構

国際戦略本部

人と社会の未来研究院

2 (同 左)

附 則 (令和7年達示第2号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。